

## 明治期前半の幼稚園教育についての考察 (2)

### —— 「愛珠幼稚園」の幼稚園教育史上の位置づけをめぐって ——

山 岸 雅 夫

#### はじめに (本稿の課題)

前稿において筆者は、明治期前半の愛珠幼稚園における実践の歴史的な位置づけを目指して、この時期に愛珠幼稚園が果たした役割について考察した<sup>(1)</sup>。そこでは、「附属幼稚園」(東京女子師範学校附属幼稚園)をモデルにして明治10、20年代に大阪市で設立された他の幼稚園の場合もそうであったと思われる<sup>(2)</sup>が、この幼稚園の果たした役割は「附属幼稚園」の実践を積極的に模倣・摂取し、実践を通してそれを広めたところにある、という結論を提示した。ただ、「実践を積極的に模倣・摂取した」ということはほぼ立証できたと考えているが、「実践を通してそれを広めた」という点に関しては適切な根拠を示していない。したがって、前稿におけるこの不備を補うことが本稿のとりあえずの課題である。

前稿で確認したように、愛珠幼稚園に対する「附属幼稚園」の影響は絶大なものであった。それは愛珠幼稚園の実践のもとになった三つの幼稚園規則を検討すれば明らかなことである。これらの規則は、設立時から、明治37年に26年の「大阪市立幼稚園規則」(「愛珠幼稚園規則」)が改定されるまで一貫して愛珠幼稚園の実践に用いられたのであって、それぞれ「附属幼稚園」の10年、17年、それに24年の規則を模倣したものであった<sup>(3)</sup>からである。しかし、「附属幼稚園」で明治10、20年代に作成・改定された規則はこれらの三つだけではなかった。14年と23年、それに26年にも改定がなされていたのである。したがって、上記の模倣が間断のないものであったことはまぎれもない事実であるが、だからといってそれは「附属幼稚園」が規則を改定するたびに

れたのではなく選択的であった。また、20年代中頃になると、両幼稚園の保育課程表と保育時間表における恩物と「遊戯」の位置づけにも違いがでてくる。つまり、この規則改定と、恩物と「遊戯」の位置づけにみられるように、愛珠幼稚園が「附属幼稚園」の模倣をしない時もあったのである。

これまで筆者は、いくつかの小論において両幼稚園の共通点(愛珠幼稚園による「附属幼稚園」の実践の模倣)について考察してきた<sup>(4)</sup>。それに対し本稿では、主に両幼稚園の相違点(愛珠幼稚園が「附属幼稚園」の実践を模倣しなかった点)に着目し、愛珠幼稚園が果たした役割についての考察を深めるつもりである。そして、この考察をもとに、「幼稚園保育及設備規程」制定前のこの幼稚園における実践の幼稚園教育史上の位置づけを試みてみたい。

#### 1. 幼稚園教育の広がり と 愛珠幼稚園の活動

愛珠幼稚園は、「今ヤ小学ノ数ハ殆ソド全国ニ普及スト雖モ幼児ノ教育上欠グベカラサル幼稚園ハ猶東京女子師範学校ニ附属スルモノ及ビ大阪府立、鹿児島県立ノ三箇所ニ過ギズ故ニ当連合町ハ全国ニ率先シテ町立幼稚園ヲ設立シテ幼児保育ノ効果ヲ社会一般ニ知ラシメン」<sup>(5)</sup>ことを目的として設立された。そのため、この幼稚園は明治10、20年代に、たんに「附属幼稚園」の実践を模倣・摂取しただけでなく模倣・摂取したものを広めたのである。以下に、この幼稚園の監事(園長)であった瀧山瑠直筆の『愛珠幼稚園史』<sup>(6)</sup>と愛珠幼稚園が編集した『沿革誌』<sup>(7)</sup>を手がかりにしてその根拠を示すことにする。

##### (1) 保母(幼稚園教員)の養成

いつの時代も学校の普及には教員の確保が不可

欠である。当時、文部省は小学校の場合ほど幼稚園の普及に積極的に関与しようとはしなかったため、そこでの保姆の養成・確保は、多くは東京女子師範学校と「附属幼稚園」、それにこの幼稚園をモデルに設立された「後続幼稚園」等の尽力に委ねられていた。愛珠幼稚園でもつぎのように保姆の養成が行われていたのである。

- ・(15年7月)「初メテ稲原円子ニ仮保育法伝習證書ヲ授与ス之ヨリ先篤志ノ婦人ヲ募リ保育法ヲ見習ハシメ傍恩物ノ使用法ト唱歌ヲ教習シ以テ保姆ノ補欠ニ備フ之ヲ伝習生ト称ス此ノ日初メテ證書ヲ授ク後恒例ト為ル」<sup>(8)</sup>
- ・(15年12月)「伝習生岡本婉子ニ伝習證書ヲ授与ス」<sup>(9)</sup>
- ・(17年10月)「伝習生八田嘉志ニ伝習證書ヲ授与ス」<sup>(10)</sup>
- ・(18年3月)「奈良町給費伝習生森久枝山本瀧子ニ初メテ学術考試ノ上伝習證書ヲ授与ス伝習生ノ試験爾後恒例ト為ル」<sup>(11)</sup>
- ・(18年5月)「伝習生赤井正ニ伝習證書ヲ授与ス」<sup>(12)</sup>
- ・(19年1月)「本園及ヒ中船場北船場東ノ三園保育科伝習所ニ宛テラル之ヨリ先幼稚園ノ設立頻年其数ヲ増スモ尚入園希望者ヲ満タスニ足ラス……幼児ノ之(保育科…筆者注)ニ入ルモノ亦多ク保姆欠乏ス是ニ至リテ伝習所ヲ置キ保姆ノ養成ヲ図ル之ヲ見習生ト称ス本園ハ旧例ニ依リ伝習生ヲ教習スルコト故ノ如シ」<sup>(13)</sup>
- ・(19年3月)「伝習生吉見ユタ安井コウニ伝習證書ヲ授与ス」<sup>(14)</sup>
- ・(21年4月)「見習生藤澤テイ高見カネニ改正試験法ニ依リ考試ノ上伝習證書ヲ授与ス改正試験科目ハ修身保育法教育学恩物用法唱歌トシ演奏ノ外ハ悉ク理論及要旨ヲ筆述セシム」<sup>(15)</sup>
- ・(22年7月)「元敬愛女学教員ニシテ保育法見習生タル片山恒蜷川可代ニ伝習證書ヲ授与ス尋テ片山恒ハ船場幼稚園ノ主席保姆ニ蜷川可代ハ本園次席保姆ニ各拜命ス」<sup>(16)</sup>
- ・(22年12月)「見習生師タケ中尾イマ吉見キヤウニ旧例ニ依リ伝習證書ヲ授与ス證書ヲ授クル之ヲ終リト為ス」<sup>(17)</sup>
- ・(26年1月)「市立女学校附属保姆養成所生徒三名野阪カノ村上サトエ奈良井マス実地練

習ノ為本園十月迄派遣ノ旨府庁ヨリ照会アリ之ニ応ス尋テ四月ニ至リ保育担任ノ請求アリ亦之ヲ諾ス九月ニ至リ終了セリ」<sup>(18)</sup>

- ・(26年9月)「保姆岡本婉子市立幼稚園保姆練習員ヲ命セラル」<sup>(19)</sup>

## (2) 近県主催の博覧会への参加とそこでの活動

つぎのような博覧会への参加とそこでの活動もまた、幼稚園教育の広がりを促進することになったと考えられる。

- ・(16年3月)「京都博覧会ノ求ニ応シ幼児ノ製品及恩物等ヲ出品ス幹事ハ幼児数名ヲ率イ会場ニ於テ実習ヲ為サシメタリ後同会閉場ノ日出品ニ対シ賞状ノ寄贈アリ実習ハ観者ノ感ヲ惹キツ云フ」<sup>(20)</sup>
- ・(17年5月)「奈良博覧会ノ依頼ニ依リ本園幼児ノ製品並ニ諸種恩物器具ヲ出品シ銅賞牌ヲ受ク後奈良町幼稚園開設セラル」<sup>(21)</sup>
- ・(22年11月)「幼児ノ手ニ成レル粘土細工其他ノ製作品ヲ第三回内国勸業博覧会へ出品ノ為博物場へ送致ス」<sup>(22)</sup>

## (3) 幼稚園新設等に向けての支援

『愛珠幼稚園史』におけるつぎの一文は、幼稚園設立と保姆養成についての外部からの照会に対する愛珠幼稚園の基本的姿勢を記したものである。

- ・(19年1月)「是ヨリ先府下並ニ他府県ヨリ幼稚園設立ノ経費及保姆練習ノ方法ニ関シ悉照会シ来ル本園敢テ之レガ先進者タルヲ自任セズト雖モ教育上ノ義務トシテ之ニ応ジ指示スル所少カラズ」<sup>(23)</sup>

この記載からも理解できるように、愛珠幼稚園は大阪府内や他府県からの幼稚園新設と保姆養成に関する照会に対しても積極的に対応していた。明治10年代から大正時代にかけて愛珠幼稚園を来観した人たちの姓名や在籍地等を記録した膨大な「来観人姓名録」が現存している<sup>(24)</sup>。その大部分は行政関係者、師範学校教諭、小学校訓導、それに幼稚園保姆であった。そして、その在籍地は高知、京都、岡山、奈良、広島、滋賀、岐阜、丸亀、長崎、姫路、熊本、和歌山、佐賀、山口、兵庫、

島根、香川等、西日本に限定されるがその広域に及んでいた<sup>(25)</sup>。この地域的な偏りは、「附属幼稚園」が東日本で果たしていた役割を、愛珠幼稚園が西日本で設立されていた他の「後続幼稚園」とともに西日本において果たしていたために生じたものであろう。

以上が前稿における不備の補足である。

## 2. 「幼稚園保育及設備規程」制定前の愛珠幼稚園の教育—②

すでに指摘したように、本稿の課題は前稿とは異なり「幼稚園保育及設備規程」制定前の愛珠幼稚園の教育と「附属幼稚園」のそれとの違い（愛珠幼稚園が「附属幼稚園」を模倣しなかった点）に焦点を当てて検討し、この時期に愛珠幼稚園が果たした役割についての前稿の結論を深めることである。そのために、本章では、主に二つの幼稚園で用いられていた幼稚園規則と、両幼稚園におけるそれぞれの恩物と「遊戯」の位置づけについて検討を進めていく。

### (1) 幼稚園規則

#### ① 13年の「愛珠幼稚園志留辨」と「附属幼稚園」における10年の幼稚園規則

愛珠幼稚園が設立される13年までに「附属幼稚園」が正式に制定した規則は、10年の規則だけであった。愛珠幼稚園は実践上の必要から設立と同時に幼稚園規則（「愛珠幼稚園志留辨」）を作成している。周知のように、その際に模倣したのは上記の「附属幼稚園」の規則と、それをモデルにして定められた「大阪幼稚園手引」であった。したがって、13年の「愛珠幼稚園志留辨」と10年の「附属幼稚園」規則の間には基本的な相違はない。

#### ② 22年の「大阪市幼稚園規則」と「附属幼稚園」における14年、17年の幼稚園規則

13年の「愛珠幼稚園志留辨」に代わって愛珠幼稚園の実践の基準として用いられたのが、22年に制定された「大阪市幼稚園規則」である。この規則が制定されたのは実践上の必要というより、つぎのような理由によるものであった。

- ・（22年3月）「特別市制実施ノ為全市経済共通トナリ本園ハ大阪市参事会ノ管理トナ

ル」<sup>(26)</sup>

- ・（22年10月）「市規則七号ヲ以テ大阪市幼稚園規則ヲ告示」<sup>(27)</sup>

このように市制変更に伴い教育の管理が従来の連合町から大阪市に移行したために制定された「大阪市幼稚園規則」が模倣したのは、時間的に近い「附属幼稚園」の17年の規則であって、14年のものではなかった<sup>(28)</sup>。

とはいえ、14年の規則も愛珠幼稚園の実践に影響を与えなかったわけではない。「附属幼稚園」とともに、廃園になるまで愛珠幼稚園に強い影響を与え続けたと思われる大阪府立模範幼稚園における創設当初の規則が改定されるのは15年であり、この規則は14年の規則を模倣して作成されたのであった<sup>(29)</sup>。また、15年に「附属幼稚園」保姆練習科卒業生の長竹国子が最初の主席保姆として愛珠幼稚園に着任している<sup>(30)</sup>。愛珠幼稚園の設立時の保育時間表と15年のそれとを比較すれば明白なことであるが、こうしたこともあって15年の時間表は「附属幼稚園」の14年規則を踏まえて、したがって15年の大阪府立模範幼稚園の規則を踏まえて作成されていたのである。それは、この時間表の中で保育課目とその呼び方がこれらの規則に合わせて変えられていることや、特に「教へ方」、「読ミ方」、「書キ方」が保育課目につけ加えるようになったこと等から明らかである（注④3にあげた「保育時間表」の6～7ページを参照）。

以上のように、愛珠幼稚園の26年の規則が作成される以前の実践と「附属幼稚園」の規則との間には、後に検討するように「遊戯」の場合は別として内容上の齟齬がなかったことを確認することができる。

#### ③ 26年の「大阪市立幼稚園准則」（「愛珠幼稚園規則」）と「附属幼稚園」における23年、24年、26年の規則

26年になると、愛珠幼稚園は、つぎのように学区変更に伴い教育の管理が再び大阪市から連合町へ移行したため規則（「愛珠幼稚園規則」）を作成している。

- ・（26年4月）「学区再ビ明治十年ノ連区制ニ復リ本園ハ平野町三丁目外二十ヶ町連合区ニ属シ尚教育モ全区共通ノ制ヲ改メ当連

合区ノ負担トナル<sup>(31)</sup>

- ・(26年11月)「区会ノ決議ヲ経テ本園規則ヲ改定ス」<sup>(32)</sup>

この規則は、これまでも指摘してきたように同年に制定された「大阪市立幼稚園准則」と同じものであり<sup>(33)</sup>、「愛珠幼稚園准則」はこの准則に基づき作成されたものと思われる。

26年の「大阪市立幼稚園准則」(「愛珠幼稚園規則」)が定められる間に、「附属幼稚園」は23年、24年、それに26年と3回の規則を改定している。23年の改定の主な点は、保育課程表の中で「数へ方」、「読ミ方」、「書キ方」を大幅に削減したこと、それとは逆に「遊嬉」をほぼ倍増させたことである<sup>(34)</sup>。

24年の改定では、14年の規則改定以降保育課目の中に加えられていた「数へ方」、「読ミ方」、それに「書キ方」が完全に削除され、また、同じく14年から規則に掲げられてきた保育課程表がとり除かれている<sup>(35)</sup>。

26年の規則改定に際し大阪市(愛珠幼稚園)が模倣したのは、「附属幼稚園」の23年の規則ではなく24年のものであった<sup>(36)</sup>。それは24年の規則の方が時間的に近いという理由からだったと思われる。

しかし、「附属幼稚園」規則の中で大阪市(愛珠幼稚園)の26年の規則と時間的に近いのは、24年ではなく26年の規則であったはずである<sup>(37)</sup>。なぜならば、この規則は「附属幼稚園」が規則改定をした8ヶ月後に作られたものであるからである。それでは、大阪市は時間的に最も近い、しかも、「全国の幼稚園へとまたたくまに広がっていった」と評価される<sup>(38)</sup>この規則をなぜ模倣しなかったのだろうか。この点は興味の惹かれるところであるが、それは後に検討することにし、ここでは両規則の、本稿にとってポイントと思われるいくつかの箇所を引用してみよう。

女子高等師範学校附属幼稚園規則<sup>(39)</sup>

- 第一條 女子高等師範学校附属幼稚園ハ幼児保育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ幼児保育ノ方法ヲ練習セシム所トス
- 第二條 附属幼稚園ノ保育課目ハ説話(修身庶物 事実等)行儀(言語 動作 整頓 清潔等)手技(重積方 排置方 連

結方 画方 豆細工 粘土細工 紙細工 麦藁細工等)唱歌,遊嬉トス

第十條 保育料ハ幼児一人ニ付一箇月壹円トス

第十二條 附属幼稚園ニ分室ヲ設ク

第十三條 分室ノ保育時数ハ日ノ長短ニ由リ毎週三十三時以上四十三時以下トス

第十四條 分室ニ於テハ保育料ヲ徴収セス

愛珠幼稚園規則<sup>(40)</sup>

第一條 幼稚園ハ幼児を保育シテ其自然ノ発達ヲ助ケ特ニ徳性ヲ涵養スル所トス

第九條 保育課目ハ談話六ツノ球,積ミ木,板排へ,箸排へ,鏝排へ,画キ方,紙刺シ,縫取り,紙剪り,紙織り,紙摺ミ,紙摺ミ,豆細工,土細工,繋キ方,唱歌及遊嬉トス

第十條 保育ノ要旨ハ左ノ如シ

(この条文には、以下幼稚園教育についての基本的な考え方や各保育課目の意義等が詳細に示されている。この部分は「附属幼稚園」の17年の規則を倣ったものである。)

これらの規則にみられる大きな違いはつぎの2点に集約できよう。まず第1は、「附属幼稚園」では創設時からの恩物中心の保育課目について、その一括化を図る等見直しがなされていることである。6年後の「幼稚園保育及設備規程」の場合ほどではない<sup>(41)</sup>が、保育課目の見直しにおいてそれにつながる注目すべきものであった。なぜならば、この規程では幼稚園創設以来続いてきた恩物中心の保育課目の大転換がなされたからである。第2は、「附属幼稚園」の規則が経済力の弱い下層の幼児を対象とする「分室」をも含む画期的なものであったが、この点でも「愛珠幼稚園規則」では従来の立場が維持されたことである。

以上のように、26年になるとそれまでとは異なり、両幼稚園の規則の内容に大きな違いがみられるようになるのである。

## (2) 恩物と「遊戯」の位置づけ

つぎに、両幼稚園の保育課程表や保育時間表における恩物と「遊戯」の位置づけの推移を比較し、

それらの実践の違いを検討してみたい。

そのために、二つの幼稚園における恩物や「遊戯」等の時数の大まかな数的変化をまとめたものが、以下の表1<sup>(42)</sup>、表2<sup>(43)</sup>である。なお、これらの表を作成する際つぎのような措置をしている。

- この表でとりあげているのは、主に4歳児のケースである。3組編成の場合は2の組、4組編成の場合は3の組、6組編成の場合は4の組をとりあげた。それは残されている資料を考慮してのことである<sup>(44)</sup>。なお、「附属幼稚園」の30年頃のものについては、引用した資料に年齢(組)の記載がないため、年齢

(組)は特定できない。

- 「会集」と昼食、それに昼食後の休み時間(「外遊」とか随意遊戯等と表示されていることもあるが)は保育課目から除外した。特に「会集」は、保育課程表や保育時間表に示されていない場合でも行われていたようである<sup>(45)</sup>ので、カウントしないことで統一した。
- 「遊戯」については、同じ時間帯に他の課目とともに配置されていることもある<sup>(46)</sup>。その際は0.5時数とカウントした。
- 「遊戯」が「遊嬉」と記載されていることもあるが、本稿では「遊戯」に統一した。

表1 「附属幼稚園」における恩物や「遊戯」等の時数と割合の推移

	14年	17年	23年	30年頃
保育課目週全時数	45	34	34	35
恩物の週時数	21	15	13	9
「遊戯」の週時数	6	6	11	22
恩物の週時数の割合(%)	46.7	44.1	38.2	25.7
「遊戯」の週時数の割合(%)	13.3	17.6	32.4	62.9
「数へ方」・「読ミ方」・「書キ方」の週時数	1	1	0	0

表2 愛珠幼稚園における恩物や「遊戯」等の時数と割合の推移

	14年	15年	18年	20年	21年	24年	28年	30年	31年	32年
保育課目週全時数	32	35	39	34	34	23	17	22	22	20
恩物の週時数	20	16	16	15	16	10	11	12	13	13
「遊戯」の週時数	3	3	5	6	6	5	0	3	3	3
恩物の週時数の割合(%)	62.5	45.7	41.0	44.1	47.1	43.5	64.7	54.5	59.1	65.0
「遊戯」の週時数の割合(%)	9.4	8.6	12.8	17.6	17.6	21.7	0	13.6	13.6	15.0
「数へ方」・「読ミ方」・「書キ方」の週時数	1	2	6	2	1	1	0	0	0	0

表3 大阪府「幼児保育規則」における恩物や「遊戯」等の時数と割合(18年)

	二ノ組	一ノ組
保育課目週全時数	35	40
恩物の週時数	11	13
「遊戯」の週時数	12	12
恩物の週時数の割合(%)	31.4	32.5
「遊戯」の週時数の割合(%)	34.3	30.0
「数へ方」・「読ミ方」・「書キ方」の週時数	1	4

表4 「分室」における恩物や「遊戯」等の時数と割合(25年～26年)

	34時間	24時間
保育課目週全時数	58	54
恩物の週時数	6	6
「遊戯」の週時数	35	30
恩物の週時数の割合(%)	10.3	11.1
「遊戯」の週時数の割合(%)	60.3	55.6
「数へ方」・「読ミ方」・「書キ方」の週時数	0	0



まず、表1（「附属幼稚園」における恩物や「遊戯」等の時数とその割合の推移）から読みとれることは、「附属幼稚園」では、恩物の割合は14年、17年時には高いが、その後着実に低くなっていくことである。一方、それとは反対に「遊戯」の割合が著しく高くなっている。こうした傾向は30年頃の保育時間表ではより顕著になるのである。背景に26年の規則改定があることは間違いない。

つぎに、表2（愛珠幼稚園における恩物や「遊戯」等の時数とその割合の推移）の場合はどうであろうか。愛珠幼稚園では、恩物の割合は20年前後に一時的に低下するが、「附属幼稚園」とは異なり26年の「大阪市立幼稚園規則」（愛珠幼稚園規則）制定後再び高くなっているのである。一方、「遊戯」の割合については、「附属幼稚園」とは違って創設時からほとんど変化していない。愛珠幼稚園の場合も、26年に改定された「大阪市立幼稚園規則」（愛珠幼稚園規則）が影響しているためである。

これまで指摘してきたように、大阪市（愛珠幼稚園）は「附属幼稚園」の24年の規則までは模倣したが、26年の規則は模倣しなかった。もちろん、その時愛珠幼稚園が従来からの「附属幼稚園」の模倣をやめて独自の実践をはじめたということではなく、その後も「附属幼稚園」の24年における規則の模倣を堅持し続けたということであるが。とはいえ、このことがその後の愛珠幼稚園と「附属幼稚園」との実践の間の違いを生み出すことになる。その主な違いとは、「附属幼稚園」が恩物から「遊戯」へと保育課目の比重を移行させたのに対し、愛珠幼稚園では、その後も恩物重視の実践が堅持されたことである。

つぎに、愛珠幼稚園と「附属幼稚園」以外の幼児教育施設についても触れておきたい。「幼稚園保育及設備規程」制定前のこの時期に存在した幼児教育施設は、「附属幼稚園」と「後続幼稚園」だけではない。これらの幼稚園とは性格を異にする「保育科」<sup>(47)</sup>と「分室」も新たに設立されていた。そのため本章では、さらにこの時期における愛珠幼稚園の実践を「保育科」や「分室」の実践とも比較しながら少し検討する。この場合も、両者の恩物と「遊戯」の位置づけの違いに注目したい。

表2の18年の保育課目と表3<sup>(48)</sup>の「二ノ組」のそれとを比較すると、恩物の時数の割合は愛珠幼稚園の時間表の方がやや高いという程度であるが、「遊戯」の時数については「幼児保育規則」の保

育課程表の方が相当に高くなっていることが分かる。つぎに、表2における24年及び28年の保育課目と表4<sup>(49)</sup>の保育課目を比較すると、愛珠幼稚園では恩物の時数の割合が格段に高く、一方「遊戯」の時数の割合は非常に低いということを確認することができる。「附属幼稚園」との比較の場合と同様に、あるいはそれ以上にこの比較から明確になることは、愛珠幼稚園が、「保育科」を含む他の幼児教育施設とは違って一貫して恩物を重視し、「遊戯」に重きをおこうとしない幼稚園であったということである。

### 3. おわりに（「幼稚園保育及設備規程」制定前における愛珠幼稚園の実践の歴史的位置づけをめぐって）

前稿で筆者は、愛珠幼稚園が明治10、20年代に果たした役割は、「附属幼稚園」の実践を積極的に模倣・摂取し、それを広めたところにある、という結論を提示した。しかし、「実践を通してそれを広めた」という点について適切な根拠を示さなかったため、本稿ではまずその不備を補足した。『愛珠幼稚園史』と『沿革誌』を用いたこの補足は、ほぼ達成できたのではないかと考えている。

本稿の主たる課題は、前稿までとは異なり愛珠幼稚園の実践と「附属幼稚園」のそれとの相違点（愛珠幼稚園が「附属幼稚園」を模倣しなかった点）に着目して、前稿の考察を深め「幼稚園保育及設備規程」制定前の愛珠幼稚園における実践の幼稚園教育史上の位置づけを試みることであった。

両幼稚園の相違点に関する考察により明らかになったことは、26年の「大阪市立幼稚園規則」（愛珠幼稚園規則）では、それ以前とは違って同年に作成された「附属幼稚園規則」は模倣されなかった。それは、これまでも指摘したように大阪市（愛珠幼稚園）が「附属幼稚園」と異なる独自の実践を選択したために生じたものではない。大阪市（愛珠幼稚園）が、26年の「附属幼稚園」の規則ではなく24年の規則を模倣し続けたために生じたものである。

それでは、大阪市（愛珠幼稚園）が26年の規則を制定する際、なぜ「附属幼稚園」の26年の規則ではなく24年のそれを模倣したのだろうか。前章で、両幼稚園の26年の規則を比較し、その違いを保育内容（保育課目）と入園幼児の出身階層の2点からまとめた。当然のことであるが、この違いはまた、「附属幼稚園」の24年の規則と26年のそれとの違いと同

じものであった。したがって、大阪市(愛珠幼稚園)が「附属幼稚園」の26年の規則を模倣しなかった理由は、この点にあったと考えられる。つまり、愛珠幼稚園(大阪市内の他の「後続幼稚園」の場合も同様であったと思われるが)は、保育内容(保育科目)においても、また入園幼児の出身階層の面においても、26年の「附属幼稚園」の規則よりも24年の規則の方が愛珠幼稚園を含む「後続幼稚園」に合致したものと判断したためと思われる。

本稿ではまた、補足的ではあるが愛珠幼稚園の保育科目と「保育科」、「分室」のそれとを比較した。この比較により、この時期における愛珠幼稚園の実践の特徴をより明らかにできたのではないかと考えている。

最後に、これまでの考察をもとに「幼稚園保育及設備規程」制定前に愛珠幼稚園が果たした役割とその実践の歴史的な位置を指摘しておきたい。確かにこの時期に愛珠幼稚園の果たした役割は、前稿で指摘したように一貫して「附属幼稚園」を模倣・摂取し、それを実践を通して広めたことであった。ただし、模倣・摂取し広めた実践は、「附属幼稚園」において創設時の規則から24年までの規則の中で示されたものであり、決して26年の「附属幼稚園」規則で示された実践ではなかった。この見解は、「附属幼稚園」の実践と愛珠幼稚園のそれとの相違点(愛珠幼稚園が「附属幼稚園」の実践を模倣しなかった点)を考察した結果提示したものである。こうした考察を踏まえると、「幼稚園保育及設備規程」制定前の愛珠幼稚園は、「遊戯」を重視する新しい流れが起こりつつあったにもかかわらず富裕な階層の幼児のための、恩物中心の伝統的な実践を一貫して堅持する幼稚園であったと位置づけることができるであろう。

なお、筆者は、こうした役割を担った愛珠幼稚園が、当時必ずしも特異な存在でなかったのではないかと推測している。すでに引用したように、愛珠幼稚園が模倣しなかった26年の「附属幼稚園」の規則が、それが制定されると「全国の幼稚園へとまたたくまに広がっていった」<sup>(90)</sup>という評価もされているが、愛珠幼稚園同様「後続幼稚園」(少なくとも大阪市内に設立されていた「後続幼稚園」)は、それを模倣しようとしなかったのではないだろうか。現時点ではその根拠となる十分な史料を持ちあわせていないため、この推測の検証は今後の課題としたい。

(本稿では漢字の旧字体の一部を新字体に書き改めている。)

#### <付記>

筆者は、2003年の第二十一回日本ペスタロッチ・フレーベル大会において、「明治10・20年代における幼稚園教育についての考察—特に、恩物と「数へ方」・「読み方」・「書き方」をめぐる—」というテーマで研究発表をした。その際の、「明治20年代の幼稚園においては恩物を中心とした教育を脱皮しなかった」という趣旨の筆者の見解に対し、この分野の第一人者である宍戸健夫氏から厳しい指摘があった。筆者の怠慢で長い時間が経過してしまったが、本稿の論述の一部は同氏の指摘に対する反省を込めた回答でもある。愛珠幼稚園に関しては別として、「附属幼稚園」の場合については宍戸氏の主張を認めざるをえない。率直に謝罪をさせて頂きたいと考えている。

#### 注

- (1) 拙稿「明治期前半の幼稚園教育についての考察—『愛珠幼稚園』の幼稚園教育史上の位置づけをめぐる—」(新潟大学教育学部紀要第2巻第2号, 2010年)を参照。
- (2) 愛珠幼稚園の実践に用いられた規則は、創設時のものを除き実質的に大阪市が作成したものである。大阪市と愛珠幼稚園とのこの関係は、大阪市内の他の「後続幼稚園」との間でも同様であったと考えられるからである。
- (3) 拙稿「明治10, 20年代における幼稚園教育についての一考察—東京女子師範学校附属幼稚園の保育内容上の影響—」(日本ペスタロッチ・フレーベル学会紀要第6号, 1993年)を参照。
- (4) 注(1)と注(3)で示した拙稿を参照。
- (5) 瀧山瑄編『愛珠幼稚園史』(大阪市教育センター所蔵), ページの記載なし。
- (6) 注(5)を参照。
- (7) 大阪市愛珠幼稚園『沿革誌』(明治35年11月, 大阪市教育センター所蔵)。
- (8) 同上書, 5ページ。
- (9) 同上。
- (10) 同上書, 6ページ。
- (11) 同上書, 7ページ。
- (12) 同上。
- (13) 同上書, 8ページ。
- (14) 同上。
- (15) 同上書, 10ページ。
- (16) 同上書, 11ページ。

- (17) 同上書, 12ページ。
- (18) 同上書, 14ページ。
- (19) 同上書, 15ページ。
- (20) 同上書, 5ページ。
- (21) 前掲『愛珠幼稚園史』。
- (22) 前掲『沿革誌』, 12ページ。
- (23) 前掲『愛珠幼稚園史』。
- (24) 大阪市教育センター所蔵。
- (25) 25年の「参観人姓名録(三)」を参照。
- (26) 前掲『愛珠幼稚園史』。
- (27) 前掲『沿革誌』, 11ページ。
- (28) 注(3)に示した拙稿の76~79ページを参照。
- (29) 同上の拙稿における74~76ページを参照。
- (30) 前掲『沿革誌』の4ページを参照。
- (31) 前掲『愛珠幼稚園史』。
- (32) 前掲『沿革誌』, 15ページ。
- (33) 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史』(昭和47年), 第三巻(史料編(2))の812~823ページを参照。
- (34) 「明治二十三年二月改正 高等師範学校附属幼稚園規則」(「女子高等師範学校記事甲」, 18ページ~、お茶の水女子大学所蔵)を参照。
- (35) 「女子高等師範学校附属幼稚園規則」(「女子高等師範学校記事乙」, ページの記載なし、お茶の水女子大学所蔵)。
- (36) 注(3)に示した拙稿の80~81ページを参照。
- (37) 「女子高等師範学校記事乙」によれば、「附属幼稚園」の26年の規則が作られるのは3月であり、一方、前掲の『沿革誌』によれば、26年の愛珠幼稚園規則が作られるのは11月である。
- (38) 宍戸健夫「明治中期における幼稚園—女子高等師範学校附属幼稚園分室の設立を中心に—」(愛知県立大学「児童教育学科論集」第20号, 1987年)の38ページを参照。
- (39) 「女子高等師範学校附属幼稚園規則」(「女子高等師範学校記事乙」, 153~154ページ, お茶の水女子大学所蔵)。
- (40) 前掲『沿革誌』, 52~62ページ。
- (41) 「幼稚園保育及設備規程」では、恩物の一括化が図られただけでなく、従来保育課目の最後に置かれていた「遊戯」がその先頭に位置づけられたからである。
- (42) 表中の14年から23年のものについては、「附属幼稚園」の14年, 17年, それに23年に作成された規則の中のそれぞれの保育課程表をもとに, 30年頃のものについては, 東京女子高等師範学校編集『東京女子高等師範学校六十年史』(昭和56年)の337ページに載せられている保育時間表をもとに作成した。
- (43) 表中の14年から24年のものについては, 大阪市立愛珠幼稚園「明治十四年九月以降保育時間表」(大阪市教育センター所蔵)をもとに, 28年のものについては, 師タケが書き残している「明治二十八年 保育草按 第三部」(大阪市教育センター所蔵)をもとに, 30年から32年のものについては, 同じく師タケが書き残している「保育日記」(大阪市教育センター所蔵)をもとに作成した。
- (44) 前掲の師タケの実践記録は年中児(「第三部」)に関するものであったように, 年中児についての史料が比較的多く残されているからである。
- (45) この点について, 「附属幼稚園」の23年の規則第七條(保育課程表を定めた条文)では「表中掲グル保育度数ノ毎度一度各組幼児ヲ一室ニ集会セシムモノトス」という記載がある。注(4)にあげた史料を参照(ページの記載なし)。
- (46) 例をあげれば, 愛珠幼稚園の14年の保育時間表には, 同一の時間帯に「遊戯」と「体操」が配置されている(前掲「時間表」の4~5ページを参照)。
- (47) ここでの「保育科」とは, 学齡未滿児(幼児)が小学校で児童とともに教育を受けることを禁止した文部省による17年の通達の後, 大阪府内に設立された幼児のための教育施設のことである。このことについて, 大阪府「幼児保育規則」の第一条では「幼稚園設置ナキ町村ニ於テ学齡未滿ノ幼児ヲ保育セントスルキハ, 小学校内ニ於テ学齡児童ト分別シ本則ニ依リ保育スルモノトス」と書かれている(前掲『大阪府教育百年史』の778ページを参照)。
- (48) この表は, 大阪府「幼児保育規則」に載せられた保育課程表をもとに筆者が作成した。組分けについては, その第三条で, 「保育科ハ之ヲ二組ニ分チ二ノ組ヲ年齡滿五年以下トシ一ノ組ヲ六年未滿ノ者トス」と定められていた(前掲『大阪府教育百年史』の781ページと779ページを参照)。
- (49) この表は, 「分室」の保姆であった下田たづの手記「東京女子高等師範学校附属幼稚園分室ニ関スル事」(大正十四年十一月, お茶の水女子大学所蔵)に載せられた「毎週保育時数配当表」をもとに筆者が作成した。
- (50) 宍戸健夫, 前掲論文, 38ページ。